# 独立役員届出書

# 1. 基本情報

会社名		株式会社	± J S P	コード	7942			
提出日		2024/6/13	異動(予定)日	2024/6/27				
独立役員届出書	の提	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
出理由 野口 真有美氏の追記								
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)								

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)								異動内	本人					
番号				а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	該当 なし	灾	の同意
1	池田 隆之	社外取締役	0													0		有
2	伊藤 潔	社外取締役	0													0		有
3	杉山 涼子	社外取締役	0													0		有
4	倉島 薫	社外取締役	0													0	新任	有
5	澤田 芳明	社外監査役	0										$\triangle$					有
6	川上 善行	社外監査役	0										0					有
7	野口 真有美	社外監査役	0													0	新任	有

### 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u> </u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当する事項はありません。	池田隆之氏は、グローバルに事業展開を行う会社の社長を長年にわたり務めてこられ、豊富な経験と経営全般にわたる見識を有しております。こうした豊富な経験等を活かし、経営基盤強化の助言、任意の指名諮問委員会・報酬諮問委員会・ガバナンス特別委員会の委員としての重要人事や役員報酬に関する提言、少数株主の利益保護等、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけると判断しています。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されているものと判断しています。尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
2	該当する事項はありません。	伊藤潔氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、経営管理全般に豊富な実績と経験等を有しております。こうした豊富な実績と経験を活かし、経営基盤強化の助言、任意の指名諮問委員会・報酬諮問委員会・ガバナンス特別委員会の委員としての重要人事や役員報酬に関する提言、少数株主の利益保護等、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけるものと判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されていると判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
3	該当する事項はありません。	杉山涼子氏は、環境・廃棄物問題の専門家であり、長年にわたり複数の上場企業の社外取締役も務めてこられ、サステナビリティに関する豊富な知識と経験を有しております。こうした豊富な知識と経験を活かし、主にサステナビリティ経営への助言、任意の指名諮問委員会・報酬諮問委員会・ガバナンス特別委員会の委員としての重要人事や役員報酬に関する提言、少数株主の利益保護等、当社の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献していただけるものと判断しています。 また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な

		利害関係はなく、以上により当社の社外取締役として独立性は確保されていると判断しています。 尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されること
4	該当する事項はありません。	から、独立役員として指定致します。
5	澤田芳明氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、2018 年 3 月末をもって同社を退社されております。同社は、当社株式を 0.92%所有していると共に、当社の資金調達先でもありますが、2024 年 3 月末現在の当社の借入金残高の総額に占める同社の割合は 1.91%であります。また、同社からの借入額は、2024 年 3 月末で連結総資産の 0.5%未満であります。	澤田芳明氏は、金融機関等における豊富な知識と経験等を有しております。こうした豊富な知識と経験を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断しています。 左記のとおり同氏は、日本生命保険相互会社の出身ですが、当社と同社との間に事業活動上の特別な取引はありません。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
6	川上善行氏は、田辺総合法律事務所のパートナーとして 就任されています。当社は、同法律事務所の川上善行 氏と法律顧問契約を締結していますが、2024年3月期 における当社から同法律事務所への支払報酬額は 3,805千円であります。	川上善行氏は、弁護士としての豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しております。こうした経験と知識を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断しています。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。
7	該当する事項はありません。	野口真有美氏は、長年、公認会計士事務所の所長を務められているほか、監査法人における監査実務の経験を有するなど、財務・会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験と知識を活かすことにより、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者としております。尚、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、以上により当社の社外監査役として独立性は確保されているものと判断しています。尚、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断されることから、独立役員として指定致します。

#### 4. 補足説明

<社外役員独立性判断基準>

以下のウェブサイトでご確認ください。

https://www.co-jsp.co.jp/sustainability/g/g\_system.html

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
  - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j. 上場会社の取引先 (f、g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - I. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。